

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名： リ ス ク モ ン ス タ ー 株 式 会 社
代 表 者 名： 代 表 取 締 役 社 長 藤 本 太 一
(JASDAQ コード番号：3768)
問 合 せ 先： 財 務 経 理 部
(TEL 03-6214-0331)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の背景

当社は、中・長期での企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化が重要であることを認識し、以前より、独立社外取締役 1 名および独立社外監査役 3 名を選任し、経営の透明性と客観性の向上に取り組んでまいりました。新たに創設される「監査等委員会設置会社」は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるとともに、役員体制のスリム化と意思決定の迅速化を図ることができる制度であると考え、移行することといたしました。

2. 移行の理由

(1) 効率的な業務執行監査体制の確立

これまで社外役員による監査・監督の体制としては、監査役および取締役という 2 つの異なる視点で行われておりましたが、これが監査等委員である取締役による監査・監督に一本化され、かつ、全員が取締役会での議決権を持つことで、より効率的かつ実効的な監査・監督体制に繋がられること

(2) 役員体制のスリム化

監査役会設置会社においては、取締役 3 名と監査役 3 名が最低限必要となりますが、監査等委員会設置会社においては、業務執行取締役 1 名と監査等委員である取締役 3 名の合計 4 名が最小構成となり、将来的な役員体制のスリム化に繋がられること

(3) 意思決定の迅速化

取締役会から業務執行取締役への権限委譲を進め、取締役会を意思決定機関からモニタリング機関にシフトしていくことで、意思決定・事業展開がより一層加速できること

3. 移行の時期

平成 27 年 6 月 25 日に開催予定の当社第 15 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

4. その他

移行に伴う定款変更の内容や役員体制等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以 上